

# ○木曾広域連合介護保険条例

〔平成15年3月5日〕  
条例第47号

改正	平成15年6月13日	条例第9号
	平成17年2月1日	条例第5号
	平成17年3月1日	条例第9号
	平成17年11月1日	条例第20号
	平成18年3月1日	条例第6号

## 目次

第1章 木曾広域連合が行う介護保険（第1条）

第2章 介護認定審査会（第2条～第3条）

第3章 保険料（第4条～第14条）

第4章 罰則（第15条～第19条）

### 第1章 木曾広域連合が行う介護保険

（木曾広域連合が行う介護保険）

第1条 木曾広域連合（以下「連合」という。）が行う介護保険については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）その他法令に定めがあるもののほかこの条例の定めるところによる。

### 第2章 介護認定審査会

（介護認定審査会の委員の定数）

第2条 法第15条第1項の規定により木曾広域連合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員定数は20人以内とする。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、認定審査会に関して必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 保険料

（保険料率）

第4条 平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 21,720円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 21,720円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 32,580円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 43,440円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 54,300円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 65,160円

（普通徴収に係る納期）

第5条 保険料の納期は、毎年度4月から翌年3月までの12期とし、保険料はそれぞれ毎月末日までに納付しなければならない。

2 納期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に定める休日、あるいは土曜日若しくは12月末日に該当するときは前項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納期限とみなす。

3 前2項に規定する納期によりがたい第一号被保険者に係る納期は、木曾広域連合長（以下「連合長」という。）が別に定めることができる。この場合において、連合長は、当該第一号被保険者及び連帯納付義務者（法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第9条において同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。

4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、当該年度分の保険料の額が確定した日以後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第6条 保険料の賦課期日後に、第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前三項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（普通徴収の特例）

第7条 保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は地方税法

（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第一号被保険者について、その者の前年度における第4条の規定による第一号被保険者の区分に応

じ、当該年度の保険料の額を当該年度の保険料に係る納期の数で除して得た額（連合長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において連合長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第一号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等）

第8条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に連合長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、連合長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

（保険料の額の通知）

第9条 保険料の額が定まったときは、連合長は、速やかに、これを第一号被保険者及び連帯納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（保険料の督促手数料）

第10条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、連合長はやむを得ない理由があると認められる場合にはこれを徴収しない。

（延滞金）

第11条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1ヵ月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が1,000円未満である場合においては、この限りでない。

- 2 前項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法

律第89号) 第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

3 前各項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 連合長は、特別に理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(保険料の徴収猶予)

第12条 連合長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 上記以外のことのほか、連合長が特に必要と認めること。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、連合長に提出しなければならない。

(1) 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第13条 連合長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

(1) 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について

著しい損害を受けたこと。

- (2) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
  - (3) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
  - (4) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
  - (5) 上記以外のことのほか、連合長が特に必要と認めること。
- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の8日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、連合長に提出しなければならない。
- (1) 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
  - (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
  - (3) 減免を必要とする理由
- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を連合長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第14条 第一号被保険者は、毎年度4月30日まで（保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から30日以内）に、第一号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村住民税の課税者の有無その他連合長が必要と認める事項を記載した申告書を連合長に提出しなければならない。

- 2 第一号被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のいずれかの者について地方税法第317条の2第1項に規定する申告書（その者が同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項に規定する給与支払報告書又は同条第4項に規定する公的年金等支払報告書）が連合を組織する各町村の長に提出されている場合には、その者に係る前項の申告があったものとみなす。

#### 第4章 罰則

第15条 連合は、第一号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき

(同条第2項の規定により当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第16条 連合は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第17条 連合は、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第18条 連合は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第19条 前四条の過料の額は、情状により、連合長が定める。

2 前四条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

第2条 木曾広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成11年条例第47号)は廃止する。

(介護保険料及び第一号被保険者の区分に係る経過措置)

第3条 木曾広域連合介護保険条例第4条の規定は、平成15年度以降の年度の保険料及び第一号被保険者の区分から適用し、平成14年度以前の年度の保険料及び第一号被保険者の区分についてはなお従前の例による。

(新予防給付の施行期日)

第4条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第3条第1項の条例で定める日は、平成18年10月1日とする。

附 則(平成15年6月13日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年2月1日条例第5号)

この条例は、平成17年2月13日から施行する。

附 則（平成17年3月1日条例第9号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月1日条例第20号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月1日条例第6号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の木曾広域連合介護保険条例第4条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例）

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。この条において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成18年度の保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 28,670円
- (2) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者のぞくするせたいの世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 28,670円
- (3) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 36,055円
- (4) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 32,580円
- (5) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定に

よる市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 32,580円

(6) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 39,530円

(7) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当するもの 46,915円

2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成19年度の保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 36,055円

(2) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 36,055円

(3) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 39,530円

(4) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 43,440円

(5) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 43,440円

(6) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 46,915円

- (7) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当するもの 50,390円